

公立大学法人公立鳥取環境大学アドミッションセンター規程

令和3年4月1日

公立鳥取環境大学規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第10条の5の規定に基づき、公立鳥取環境大学アドミッションセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、公立鳥取環境大学のアドミッションポリシーに応じた優れた入学者の安定的な確保を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入学者選抜試験の実施及び運営に関すること。
- (2) 大学説明会、高校訪問、オープンキャンパスその他入学志願者に対する進学相談に関すること。
- (3) 高等学校との連携に関すること。
- (4) 入学前教育に関すること。
- (5) 入学者選抜方法の調査研究に関すること。
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター教員
 - (3) その他必要な職員
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
 - 3 センター教員及びその他必要な職員は、本学教職員の中から、理事長が任命する。
 - 4 センター教員及びその他必要な職員は、上司の命を受けてセンターに関する業務を行う。
 - 5 センター教員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。
 - 6 センターの事務は、センター及び入試広報課が行う。

(会議)

第5条 センター長は、必要に応じて前条第1項及び同条第2項に規定する者を招集し、センターの業務について審議決定する。

- 2 センター長は、前項審議決定にあたり、必要と認める者を招聘し意見を求め又は協力を要請することができる。

(報告)

第6条 センター長は、必要に応じて第3条に規定する業務の状況を学長及び入試委員会へ報告する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。